

令和8年度循環型社会形成推進事業費補助金 (再生材供給サプライチェーン構築支援事業)

公募要領

令和8年9月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「PCKK」という。）では、環境省から交付決定を受けた令和8年度循環型社会形成推進事業費補助金（再生材供給サプライチェーン構築支援事業）を財源として、我が国の基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための再生資源供給サプライチェーンの強靱化を図ることを目的に、使用済製品等から重要な金属資源をリサイクルするための設備又は施設（以下「設備等」という。）の導入を支援するため、積替えや保管、解体、破碎、選別等を行う設備等の導入に要する経費の一部を補助する事業（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には本事業の交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本事業については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、PCKKとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本事業に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者がPCKKに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 PCKKから補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等についてPCKKの承認を受けなければなりません。なお、PCKKは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

公募要領目次

1. 本事業の目的と性格	4 P
2. 公募する事業の対象	5 P
3. 補助対象事業の選定	9 P
4. 応募に当たっての留意事項	10 P
5. 応募の方法	12 P
6. 問い合わせ先	15 P
○補助事業における留意事項等について（必ずお読みください。）	17 P
1. 基本的な事項について	17 P
2. 補助金交付までの手続き等における留意事項等について	17 P
3. その他（圧縮記帳の適用）	19 P

1. 本事業の目的と性格

- 本事業は、リサイクル設備等の導入を支援することにより、使用済製品等からの重要な金属資源のリサイクルを促進し、我が国の基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための再生資源供給サプライチェーンの強靱化を目的としています。
- このため、補助対象事業の実施により、再生資源又はその原料（以下「再生資源等」という。）の質又は量が向上し、確実に日本国内（以下「国内」という。）へ供給されることが重要です。

したがって、申請にあたっては、廃棄物等の収集運搬の効率化又は国内に供給する再生資源等の質若しくは量が向上することを定量的に示していただきます。また、事業完了後は再生資源等の質や量、供給先等の実績を報告していただくこととなります。

- 本事業の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、循環型社会形成推進事業費補助金（再生材供給サプライチェーン構築支援事業）交付要綱（令和8年7月10日 環循資発第26071010号。以下「交付要綱」という。）及び再生材供給サプライチェーン構築支援事業実施要領（令和8年7月10日 環循資発第26071010号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、PCKKの指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・ 事業開始は、交付決定日以降（交付決定日を含む。）となります。
- ・ 事業完了後は、事業報告書（導入設備の稼働や再生資源等の供給状況等）の提出などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産については補助事業で取得した旨の表示が必要であるとともに、適正な財産管理及び処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめPCKKに申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、PCKKより改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の解除や、それに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

2. 公募する事業の対象

本事業の対象は、(1) に適合する (2) の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。（固定価格買取制度による売電は行わないものであることを含む。）
- エ 応募書類の様式4に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

(2) 対象事業

ア 対象事業の要件

国内の事業所において、次の①又は②を行う事業であること。

①廃棄物等¹から重要な金属資源等²を再生利用³することを目的に、廃棄物等の解体、破碎、選別又は焙焼その他の処理（ただし、精錬又は製錬、精製等を除く）に係る設備又は再生資源等の品質の分析設備を導入する事業であって、国内に供給する再生資源等の質又は量の向上に資するもの。（以下「①再資源化等設備導入事業」という。）

②廃棄物等を再生利用することを目的に、廃棄物等の荷役、積替え又は保管する施設を導入する事業であって、廃棄物等の収集運搬の効率化若しくは国内に供給する再生資源等の質又は量の向上に資するもの。（以下「②物流保管施設等導入事業」という。）ただし、国土交通省港湾局による「港湾機能高度化施設整備費補助金」において補助対象とされている設備等については、本事業の補助対象外とします。

- イ 本事業により導入した設備等により、過去1年間の資源性廃棄物の回収量、再生材の供給量及び供給先、設備の使用状況等を把握し、それらの状況について、交付規程第16条に基づく事業報告書を指定する期日までに提出するものであること。

¹ 「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）第2条第2項に定める廃棄物等をいう。

² 次のいずれかに該当する金属等であること。（p.19 別表1 参照）

- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」において重要鉱物とされている。
- ・「日本成長戦略」（令和8年7月21日閣議決定）の戦略分野「マテリアル（重要鉱物・部素材）」に記載がある。

³ 「循環型社会形成推進基本法」第2条第6項に定める再生利用をいう。

ウ 対象事業の範囲

(2) アの事業により導入する設備等、その設備に電源を供給するための受電又は変電に係る設備、その他PCKKが本事業の目的を達成するために必要と認める設備。(設備の電動機はトップランナー(IE3:国際規格)以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。)

また、上記対象設備の実施設計、対象機器間の配管、配線等、設備の運搬、据付け、試運転調整に要する経費を補助対象とします。

本事業において補助対象となる設備は新品であることを要します。

新古品、中古品(一度でも稼働した設備、整備済み中古を含む)及び既存機器の改造は補助対象外となる。なお、既存機器の改造とは、既に設置・稼働している設備に対して行う改修、改造、主要部品の交換による性能変更等をいいます。

土地及び基礎(杭基礎、底盤等)、道路等の建築土木に係る内容は補助対象範囲外とします。

なお、電源を供給する設備及び補助対象外の詳細については、HPに掲載されている「よくある質問Q&A」を確認してください。

エ 補助事業者

補助金の応募申請をできる者は、次に掲げる者としてします。

- ① 民間企業
- ② 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ③ 地方公共団体等
- ④ その他環境大臣の承認を得てPCKKが適当と認める者

新会社を設立し代表事業者とする場合は、交付申請時まで設立してください。

(応募時は現会社名あるいは設立予定会社名で可)

オ 共同実施

他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「エ」の「補助事業者」に該当することが必要となります。当該補助事業により財産を取得する者を代表事業者とし、他の事業者を共同事業者とします。代表事業者は補助事業の全部又は一部を自ら行う必要があります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由がありPCKKが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。一つの事業スキームにおいて複数設備を導入し、それぞれ所有者が異なる場合は、別々に申請が必要となります。(その場合、事業の選定においては一つの事業としてまとめて審査します。)

カ リース

リースを活用する場合、リース事業者はリース契約期間にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数期間中、補助事業で計画した廃棄物等からの重要な金属資源等の再生利用について責任をもって行うことを前提として、対象設備を所有するリース事業者を代表事業者とし、対象設備を利用する事業者を共同申請者とした共同申請とし、リース契約については、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限りします。

また、一件の申請において購入とリース契約に分けること及び複数のリース会社を利用することはできません。

- (1) リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- (2) 対価が対象設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。
- (3) リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であること。
なお、リース契約期間満了後、貸渡先事業者に所有権を移転した場合、貸渡先事業者は、法定耐用年数期間中、補助対象設備を処分する場合は、交付規程第8条第十四号に準拠すること。
- (4) 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。
- (5) 日本国内に対象設備を設置する契約であること。
- (6) 新古品、中古品（一度でも稼働した設備、整備済み中古を含む）の対象設備をリースする契約でないこと。
- (7) 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるものの間での契約でないこと。
- (8) 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。

キ 同一事業者が複数の事業所について応募申請を行う場合には、事業所単位で応募申請を行うこと。

ク 応募時に、導入設備等の設置場所（事業所等所在地）が確定していること。また、必要な設置許可を取得していることが望ましい。

ケ 導入する設備については、当該設備の製造者等において安全対策をとったものであること。特に対象設備の据付けは有資格者等において適正に設置すること。

コ 補助金の交付額及び補助率

原則として補助対象経費に次の割合を乗じて得た額を補助します。

補助率：①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に設備を補助する場合は1／2とします。

(リースを利用する場合は、貸渡先事業者が①に規定する者の場合は1／2とする。)

② ①で規定する者以外に設備を補助する場合は1／3とします。

サ 補助事業期間

補助事業の実施期間は単年度とし、原則として交付決定日以降から令和9年2月末までに完了してください。

また、補助事業の実施期間は、原則単年度としていますが、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提に、複数年度事業として応募をすることができます。最大3カ年度の事業として応募することが可能です。(令和11年2月までに完了する事業) この場合、採択されても翌年度以降の補助金の交付を確約するものではありません。また補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

なお、複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返納させる場合があります。

3. 補助対象事業の選定

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) P C K Kが設置する委員会において、循環型社会構築への貢献、対象事業の要件への適合、費用対効果（単位重量当たりの再生資源等の供給に要する費用等）等の審査基準を策定し、P C K Kがその審査基準に基づき厳正に審査を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付を内示しますが、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求めることがあります。申請者には、委員会において、資料を画面共有の上、プレゼンテーション（事業内容の説明）を行っていただきます。
なお、2.（1）対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査対象外として不採択となります。
また、2.（1）対象事業の基本的要件及び2.（2）対象事業における「対象事業の要件」に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するお問い合わせ等は対応致しかねます。

【想定される審査項目】

- (1) 適格性・合理性
ア 事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
- (2) 事業効果・事業意義
イ 事業の循環型社会の構築又は経済安全保障の確保への貢献
ウ 廃棄物等の収集運搬の効率化若しくは供給する再生資源等の質又は量の向上
エ 事業の先進性

その他加点事項

- ✓ 申請者が次のいずれかに該当すること。
 - ・エコ・ファーストに認定
 - ・循環経済パートナーシップ（J4CE）に参加
 - ・デコ活応援団に参画
 - ・サーキュラーパートナーズ（CPs）の会員
- ✓ 「経済安全保障推進法」に基づく供給確保計画の認定を受けた者に対し、特定重要物資の生産に必要な原材料等⁴として再生資源等を供給していること（認定を受けた者が自らに対し、再生資源等を供給する場合を含む）
- ✓ 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づく「高度再資源化事業計画」、「高度分離・回収事業計画」又は「再資源化工程高度化計画」の認定企業であること
- ✓ 本事業により設備等を港湾に整備する場合に、当該港湾が「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」に選定されていること

※審査項目について、その詳細（審査基準）が確定次第P C K Kの本事業のホームページに掲載しますので、掲載後、審査基準を必ず確認の上、申請をお願いします。

⁴ 経済安全保障推進法第7条で定める原材料等をいう。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

<補助対象経費の区分>

- ・事業を行うために直接必要な設備及び機器本体の購入並びに購入物の運搬、据付け、試運転調整に要する経費
- ・上記設備および機器本体を設置するのに必要となる直接工事費、間接工事費、設計費

<補助対象外経費の代表例>

- ・既存施設の撤去・移設・廃棄費、予備品、官公庁等への申請・届出に係る経費、土地に係る経費、本事業への応募・申請等に係る経費

* 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(3) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。また、導入する設備に係る各種法令を遵守する必要があります。

(4) 環境省の調査等への協力

補助事業者は、環境省から設備視察やアンケート調査等の協力依頼があった場合は、その内容に従い協力する必要があります。

(5) 製造された再生資源等と当該再生資源等を利用した事業者の把握及び情報提供

補助事業者は、補助事業の完了後は、事業の実施により製造された再生資源等を利用した事業者を把握し、交付規程に基づき、PCKKの求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供する必要があります。

(6) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の廃棄物等の収集運搬の効率化若しくは供給する再生資源等の質又は量の向上に係る状況、並びに再生資源等の供給先、設備の使用状況等についての報告書を環境大臣又は大臣の指定する者に提出するものとします。

(7) 再生資源等の供給目標の未達成

補助事業者は、補助事業の完了後においても、実施計画に記載した計画内容の廃棄物等の収集運搬の効率化若しくは供給する再生資源等の質又は量の向上に係る目標が、実施中に達成できないことが判明した場合には、PCKKが別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければなりません。

なお、補助金交付の目的が達成できない場合は、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返納させることがあります。

(8) 事業内容の発表等

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。このため、本事業完了後にPCKKホームページ等で事業内容を公表させていただきます。

また、公表内容は「交付申請・経理処理・実績報告の手引き」に記載されている書式で作成し提出をお願いします。

5. 応募の方法

(1) 応募書類 (p. 16 「■応募書類一覧」参照)

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

1. 応募申請書【様式1】

2. 実施計画書【様式2】

3. 実施計画書の添付資料 (下記に示す①～⑧すべて)

① 資金回収年数が分かる資料 (様式なし：別添ひな形参照)

補助事業に関する資金回収年数を下記式により算出し、添付してください。

また、年間の利益の増加額及びランニングコストの増減額の算定根拠を記載してください。

資金回収年数＝補助対象経費に係る自己負担額[円]^{*1}÷

年間の利益増加額及びランニングコストの増減額[円/年]^{*2}

*1 補助対象経費に係る自己負担額とは、様式3所要経費の欄の(4)の額と(8)の額の差をいう。

*2 年間の利益増加額及びランニングコストの増減額とは、今回の総事業費のうち補助対象設備の部分に係る成果物の付加価値の向上による利益の増加額等及び、省エネルギーへの寄与(電力の削減、燃料の削減等)や人件費等、ランニングコストの減少が見込まれるものの年間の合計額をいう。

② 廃棄物等の収集先からの関心表明書等 (様式なし)

③ 再生資源等の供給先からの関心表明書等 (様式なし)

④ 再生資源等の質又は量の向上に関する計画書 (様式あり)

⑤ 導入前後の比較ができる概略図及びフロー図 (様式なし)

⑥ 事業所内における導入設備の配置計画図 (様式なし)

⑦ 導入前後の機器仕様一覧表 (様式なし)

⑧ 事業実施スケジュール (工程表) (様式なし)

補助対象設備の交付決定から製作、運搬、据付け、試運転調整、検収確認までの補助事業のスケジュールを記載してください。

4. 経費内訳【様式3】

5. 経費内訳の添付資料 (下記に示す①～③のうち、①②は必須、③は該当者のみ)

① 詳細な金額の根拠がわかる書類 (様式なし：見積書又は計算書)

② 事業収支計画及び資金調達計画が分かる資料（様式あり：資金調達計画書）

例えば、キャッシュフロー計算書を添付し、その計算における前提条件を記載してください。

資金調達計画については、経費内訳【様式3】で記載した総事業費について、資金調達先及び金額、償還期間、利率等を具体的に記載してください。また、補助金の支払いは原則として精算払いとなりますので、資金調達計画に補助金額は含めずに無理のない資金調達計画を立ててください。なお、金融機関からの融資が確定、あるいは協議中である場合には、それを証明する書面があれば、その写しを添付してください。

③ 年次計画書（様式あり：複数年度事業の場合のみ）

6. 経理状況説明書（様式なし：直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）

応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。また、申請者が個人企業の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

7. リース計画に係る関係書類（該当者のみ）

① リース契約書等（様式なし）

② リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（様式なし）

リースを活用する場合にあつては、リース契約書の写し、特約又は覚書等の写し、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付してください。（応募に当たっては、上記書類の案でも問題ありません。）

8. 暴力団排除に関する誓約書（様式4）

9. その他参考資料（下記に示す①～③すべて）

① 企業パンフレット等（様式なし）

代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。）

② 廃掃法に基づく施設設置の許可及び一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可等の許可証の写し（様式なし）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）に基づく施設設置の許可、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可等が必要な場合は、その許可書の写しを提出すること。補助事業を完了するまでに当該許可等を得る予定の場合は、その旨を記載した書類及び取得までに必要な手続き等に係る工程表を提出すること。

なお、当該許可等の取得には、一定の手続き及び期間を要することから、十分な期間を確保した工程表とすること。

注1）海外設備・機器の導入を予定している場合は、応募申請書の資料は全て日本語訳とすること。

注2）応募書類のうち、1の応募申請書【様式1】、2の実施計画書【様式2】及び3④の実施計画書の添付資料（再生資源等の質又は量の向上に関する計画書）並びに4の経費内訳【様式3】その他各種様式は、本事業のホームページから電子ファイルをダウンロードしてご活用ください。

（2）応募書類の提出方法

応募書類の提出については、事業ホームページからシステム利用登録を行い、事務局より送付されるメール内のURLからマイページにアクセスしてください。ログイン後、マイページより応募書類をアップロードしてご提出ください。

▼事業ホームページ

<https://pacific-hojo3.com/circular-supply-chain/>

（3）公募期間

令和8年9月18日（金）～令和8年10月16日（金）17時必着

6. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを極力利用してください。

その際、メール件名に、以下の例のように法人名及び応募予定の事業名称を記入してください。

メール件名記入例

【株式会社〇〇〇】 〇〇〇〇事業についての問い合わせ」

<問い合わせ先>

再生材供給サプライチェーン構築支援事業事務局

(パシフィックコンサルタンツ株式会社)

TEL：050-5444-0664

メールアドレス：recycled-materials@sc.pacific-hojo.jp

受付時間：平日10：00～17：00（12：00～13：00は除く）

休業日：土日・祝日・年末年始

■応募書類一覧

No	書類名	ファイル形式	必須	様式	備考
1	応募申請書【様式1】	PDF	●	有	
2	実施計画書【様式2】	PDF	●	有	
3	実施計画書の添付資料				
	①資金回収年数がわかる資料	Excel	●	—	ひな形あり
	②廃棄物等の収集先からの関心表明書等	PDF	●	—	
	③再生資源等の供給先からの関心表明書等	PDF	●	—	
	④再生資源等の質又は量の向上に関する計画書	Excel	●	有	
	⑤導入前後の比較ができる概略図及びフロー図	PDF	●	—	ひな形あり
	⑥事業所内における導入設備の配置計画図	PDF	●	—	
	⑦導入前後の機器仕様一覧表	PDF	●	—	
	⑧事業実施スケジュール（工程表）	PDF	●	—	
4	経費内訳【様式3】	PDF	●	有	
5	経費内訳の添付資料				
	①見積書又は計算書	PDF	●	—	
	②資金調達計画書	PDF	●	有	
	③年次計画書	Excel	—	有	複数年度の場合
6	経理状況説明書（貸借対照表及び損益計算書）	PDF	●	—	直近2ヶ年分
7	リース計画に係る関係書類				
	①リース契約書等	PDF	—	—	応募時には案で良い
	②リース料軽減計算書	PDF	—	—	
8	暴力団排除に関する誓約書【様式4】	PDF	●	有	
9	その他参考資料				
	①企業パンフレット等（共同事業者を含む）	PDF	●	—	
	②廃掃法に基づく許可証の写し	PDF	●	—	

○ 補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本事業の交付については、PCKKが環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。（採択後の補助事業実施手続きは、交付規程に従って行ってください。）

万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金交付までの手続き等における留意事項等について

（1）交付申請

PCKKから採択する旨の通知を受領した事業者には、補助金の交付申請書（交付規程様式第1（第5条関係））を提出していただきます。

その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものに限りします。

（2）交付決定

PCKKは、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。

イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

（3）補助事業の開始

補助事業者は、PCKKからの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります（なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助事業者が補助対象設備の導入等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

ア 契約・発注日は、PCKKの交付決定日以降であること。

イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。（競争入札若しくは原則三者以上による競争[見積仕様以上の性能が確保できることを前提とし、価格が安価である者を選定すること。]）

(4) 完了実績報告書

ア 補助事業者が、導入するすべての設備等を検収の上、調達先等に対して補助事業に係る全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書（交付規程様式12（第11条関係））をPCKKに提出していただきます。

PCKKは、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

イ 完了実績報告書には交付規程に定めた書類を添付する必要があります。

ウ この添付資料のうち、領収書等（当該補助対象設備の調達事業者への支払いを証明する書類）については補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、精算払請求書をPCKKに提出する際に領収書等を提出してください。

エ また、添付資料として他に試運転調整時における検査データを添付する必要があります。

(5) 補助金の支払い

補助事業者は、PCKKから交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、PCKKから補助金を支払います。

(6) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年又は当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(7) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにするとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）をすることをいう。）しようとするときは、あらかじめPCKKの承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、再生材供給サプライチェーン構築支援事業で整備した財産である旨を明示しなければなりません。

(8) 補助対象経費について

補助対象経費については、交付規程別表第2の区分・費目・細分の内容を参照して記載してください。

▼ (参考) 交付規程 ダウンロードページ

<https://pacific-hojo3.com/circular-supply-chain/download/>

(9) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、これを参照してください。

3. その他 (圧縮記帳の適用)

本事業は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

別表1（本事業における重要な金属等について）

○「<u>重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針</u>」より マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン、リン、ウラン
○「<u>日本成長戦略</u>」の「Ⅱ 2.（9）マテリアル（重要鉱物・部素材）」より 永久磁石、鉄、アルミニウム、レアメタル、リチウム（再掲）、ニッケル（再掲）、コバルト（再掲）、レアアース（再掲）、銅、亜鉛、スズ、鉛

※ただし、放射性物質を除く。